

大阪キリスト教短期大学

研究倫理及び行動規範に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大阪キリスト教短期大学（以下「本学」という。）において研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準に関し必要な事項を定め、研究活動における行動規範及び不正行為が指摘された場合などの措置を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「研究者」とは、本学の教育職員および本学において研究活動に従事する者をいい、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。ただし、学生の研究活動については指導教員が指導・監督の責任を負うこととする。

2. この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。
3. この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。
4. この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
5. この規程において「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
6. この規程において「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
7. この規程において「二重投稿」とは、他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
8. この規程において「不適切なオーサーシップ」とは、論文著作者が適正に公表されないことをいう。
9. この規程において「利益相反」とはある人の持っている2つの異なる役割における利益がお互いに相反している状況のことをいう。

第2章 研究倫理

（研究の基本）

- 第3条** 研究者は、良心と信念に従い各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、自らの責任で研究を遂行しなければならない。
2. 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
 3. 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示および本学諸規

程等を遵守しなければならない。

（研究者の姿勢）

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2. 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習および規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。
3. 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
4. 研究者は研究協力者、研究支援者および研究対象者等に対して、誠意をもって接しなければならない。
5. 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生に研究上または教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。
6. 研究者は、自己の研究計画について、わかりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
7. 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

（研究計画の立案・実施）

第5条 研究者は、研究計画の立案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、自己が計画する研究の独創性・新規性を確認しなければならない。

2. 研究者は、研究途中であっても当該研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性があるると判断された場合は、その研究を続行するか否かについて、慎重に検討しなければならない。

（情報、データ等の収集）

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法および手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2. 研究者が、研究のために資料、情報およびデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報およびデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法および発表方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2. 組織または団体等から当該組織または団体等に関する資料、情報およびデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

（個人情報の保護）

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報およびデータ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

（情報、データ等の利用および管理）

第9条 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩および改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2. 研究者は、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管

し、学長、又は学科長の求めに応じ、開示しなければならない。

（材料等の安全管理）

第10条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等ならびに薬品・材料等を用いるときは、関係する本学の規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2. 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物および使用済みの材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

（研究成果発表）

第11条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2. 研究者は、研究成果発表における不正行為は本学および本学の研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、ねつ造、改ざん、盗用その他不正な行為をしてはならない。

3. 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現および誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあるため、適切な引用および誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

（オーサーシップ）

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

（研究費の適正執行）

第13条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2. 研究者は、研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3. 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、当該研究費の使用規程および「大阪キリスト教短期大学研究費の使用に関する行動規範」を遵守しなければならない。

（他者の研究業績評価）

第14条 研究者が、レフリー、論文査読および審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準および審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2. 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。

3. 研究者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

（本学の責務）

第15条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

2. 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当または不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第16条 コンプライアンス推進責任者は、学長とする。

2. コンプライアンス責任者は、大阪キリスト教短期大学公的研究費の不正防止に関する

規程に定める最高管理責任者および統括管理責任者の指示のもと、研究費の不正使用を防止する対策を実施するとともに、研究活動における不正行為防止対策を実施する。

3. コンプライアンス副責任者は大阪キリスト教短期大学の各学科長とする。
4. コンプライアンス副責任者は、コンプライアンス責任者に協力して各学科における研究費の不正使用を防止する対策を実施するとともに、研究活動における不正行為防止対策を実施する。

（研究倫理委員会）

第17条 前条を適切に執行するために、研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2. 委員会の職務、構成および運営等については、「大阪キリスト教短期大学研究倫理委員会規程」に別途定める。
3. 委員会は、第15条の定める事項のほか、大阪キリスト教短期大学「人を対象とする実験等」に関する規程に定める研究の審査申請に基づく審議を行うものとする。

（研究倫理教育の推進）

第18条 研究倫理教育責任者は、当該部局における研究者の研究倫理の向上を図るため、委員会が定める指針に基づき、定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。

2. 全ての研究者は、前項の研究倫理教育を各学科が定める期間ごとに履修しなければならない。
3. 研究倫理教育責任者は、当該学科に配置されている研究者について、第1項の研究倫理教育の履修状況を確認しなければならない。
4. 学科長は、当該学科における学生の研究倫理の向上を図るため、研究倫理教育の実施を推進しなければならない。
5. 第1項及び前項による研究倫理教育の実施及び推進については、各学科において定める。

（研究倫理教育責任者）

第19条 研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）について責任を持って実施するため、教授会に研究倫理教育責任者を置く。

2. 前項の研究倫理教育責任者は、学科長をもって充てる。
3. 研究倫理教育責任者は、第18条第1項及び第3項に基づき、教授会において研究倫理教育の実施及び履修状況の確認を行わなければならない。
4. 研究倫理教育責任者は、教授会において研究倫理教育を効果的に行うため、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

第20条 この規程に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 行動規範及び不正行為が指摘された場合などへの対応

（研究活動の基本姿勢）

第21条 本学の研究者は、学問の自由の下に、研究者の自主的かつ創造的な研究活動を尊び研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類のさまざまな営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の方法及び内容を絶えず自省しなければならない。

2. 本学の研究者は研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの検証を受け、説明責任を果たさなければならない。
3. 本学の研究者は研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

（研究者の行動規範）

第22条 本学において、研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しない、ことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない

2. 指導的立場に立つ研究者は、研究活動の実施に際して、若手研究者及び学生に対し常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応じなければならない。

（研究活動に関する行動規範委員会の設置）

第23条 学長は、研究活動における行動規範の遵守及び不正行為防止策を検討する審議機関として研究活動に関する行動規範委員会を設置する

（対象となる研究活動の不正行為）

第24条 この規程において、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- （1）捏造
- （2）改ざん
- （3）盗用
- （4）二重投稿
- （5）不適切なオーサーシップ
- （6）利益相反
- （7）前5号以外の行為で研究活動の本質や研究活動・研究成果の発表の作法に抵触する行為（研究費の不正使用を除く。）

2. この規程において、「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号までに掲げる不正行為をいう。

（不正行為に該当しない行為）

第25条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

- （1）悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。）
- （2）意見の相違

（対象となる研究資金）

第26条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消した全ての研究資金とする。

（対象となる研究者）

第27条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わる全ての者をいい、常勤、非常勤の別、大阪キリスト教短期大学からの給与支給の有無を問わない。

（学長の責務）

第28条 学長は、本学全体の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不

正行為への対応に関する業務を統括しなければならない。

（行動規範委員会の任務）

第29条 委員会は、次に掲げる任務を担う。

- （1）研究活動における行動規範の遵守に関すること。
- （2）不正行為防止のための自己点検・評価・改善に関すること。
- （3）その他不正行為防止対策に関すること。

（行動規範委員会の組織）

第30条 行動規範委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- （1）学長
- （2）学科長
- （3）その他学長が指名する者 若干人

（委員の任期）

第31条 前条第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前条第3号に掲げる委員は、再任されることができる。

（行動規範委員長）

第32条 行動規範委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

（会議）

第33条 行動規範委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3. 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4. 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（共同研究）

第34条 研究者は、共同研究における個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にして共同研究を実施しなければならない。

2. 共同研究を代表する研究者は、当該共同研究の研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。
3. 共同研究を代表する研究者が配置（教員にあっては主担当教員としての配置、その他の研究者にあっては所属をいう。以下同じ。）されている学科の長は、前項による把握及び状況を確認しなければならない。

（若手研究者への支援）

第35条 学科長は、若手研究者が適切な行動規範に従い自立した研究活動を遂行できるよう、支援又は助言がなされる環境整備に努めるものとする。

（受付窓口の設置）

第36条 学長は、特定不正行為に関する告発や情報提供に対応するための受付窓口を次の各号に定めるところにより設置する。

法人における受付窓口は監査室とし、その責任者は常務理事とする。

「受付窓口」

大阪市阿倍野区丸山通1-3-61
大阪キリスト教短期大学 監査室
06-6652-2091
メールアドレス kansa@occ.ac.jp
(告発)

第37条 特定不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、原則として口頭又は書面による告発を、前条に定める受付窓口において行うことができる。

2. 前条に定める受付窓口の責任者は、告発や情報提供があった場合には、直ちに学長へ通知する。
3. 告発者保護を図るため、告発が本学以外の機関等になされた場合でも告発者を不利に扱うことはしない。

(告発等の取扱い)

第38条 学長は、次の各号に掲げる要件に従い、前条による告発の受理又は不受理を決定する。

- (1) 告発は、原則として、顕名により行われ、第25条第2項に規定する研究活動の特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されていると判断されるものを受理する。
- (2) 匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものであると判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
2. 学長は、前項の規定により、告発の受理又は不受理を決定した旨の報告を関係部署及び告発者へその旨を通知する。
3. 告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発があったが、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。
4. 学会等の研究者コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
5. 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
6. 文部科学省等資金配分機関による調査の求めがあった場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
7. 告発の意思を明示しない相談については、学長はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意があるか否か確認する。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、学長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
8. 特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を求められているという告発・相談については、学長はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(調査を行う機関)

第39条 本学に所属する（どの研究機関等にも所属していないが、専ら本学の施設・設

備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案と同様の調査を行う。

2. 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
3. 被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
4. 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に本学に所属しており、既に本学を退職している場合、現に所属している研究機関が本学と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が本学を退職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案の調査を行う。
5. 本学が、第1項から前項までの規定により調査を行うこととなった場合は、被告発者が現に本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
6. 本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る資金配分機関が特に認めた場合、本学は当該資金配分機関に調査を委託することができる。この場合において、当該資金配分機関から協力を求められたときは、本学は誠実に協力するものとする。
7. 本学は、他の研究機関又は学協会等に対し、調査を委託すること又は調査に関する協力を依頼することができる。
8. 第1項から前項までの規定によりがたい場合は、別の取扱いをすることができる。

（予備調査）

第40条 被告発者が配置されている学科長は、第38条第2項に基づく告発の受理の通知を受けた場合には、予備調査を行わなければならない。被告発者が複数であり複数の学科が関係する場合は、当該学科長は、合同で予備調査を行わなければならない。

2. 学科長が当該事案に関与している又は利害関係にある疑いのある場合は、あらかじめ学科長が指名した者が、当該事案の調査に係る学科長の職務を代理する。なお、学科長は、本項本文の規定により指名した者を学長に文書で報告しなければならない。
3. 予備調査は、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された合理性のある理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が配置されている部局が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
4. 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かの調査を行う。
5. 予備調査を行う組織は、次項に定めるもののほか、学長の定めるところによる。
6. 予備調査を行う組織には、当該事案について自らが関与している又は利害関係にある疑いのある者を加えることができない。

7. 学科長は、速やかに予備調査を開始し、告発の受理決定後30日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠を記載した調査結果を、学長に報告する。

（本調査の決定）

第41条 学長は、前条第7項による調査結果の報告を受け、本調査を行うか否かを決定する。

2. 学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を学科長へ通知する。併せて、告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。被告発者が本学の研究者でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

3. 学長は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに、関係学科長及び告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

4. 学長は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省庁に本調査を行う旨報告する。

5. 学長は、本調査に当たって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。

（本調査）

第42条 前条により本調査を行うことが決定された場合には、学長は、本調査を行うため、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

2. 調査委員会の組織、委員の任期、その他調査委員会に必要な事項については、第3項及び第4項に定めるもののほか、学長が関係学科長と協議の上、定めるところによる。

3. 調査委員会の委員には、当該事案について自らが関与又は利害関係にある者を加えることができない。

4. 調査委員会の委員は6名程度とし、半数以上を学外有識者としなければならない。

5. 調査委員会は当該事案について調査期間中であっても、研究費の使用停止を指示することができる。

6. 調査委員会は、本調査を行うことが決定されてから30日以内に本調査を開始する。

7. 本調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 告発された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請など

(2) 被告発者の弁明の聴取

8. 調査委員会は、被告発者に対し再実験などにより再現性を示すことを要請した場合、あるいは被告発者の自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。

9. 調査の対象となる研究は、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

10. 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に次に掲げる調査結果をまとめ、学長に報告する。ただし、当該期間内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理

由及び報告の予定日を明らかにし、学長の承認を得るものとする。

- (1) 特定不正行為が行われたか否か
- (2) 特定不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- (3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

1 1. 学長は、前項により調査結果の報告を受けた場合は、その内容を確認の上、常務理事会に報告する。

1 2. 調査委員会は、第9項第3号の調査を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(配分機関等への報告)

第42条の2 調査を行うことを決定した場合であって、当該研究活動が次の各号の資金により行われている場合、学長は、すみやかに当該資金を配分する公的機関（以下「配分機関」という。）、当該配分機関を所管する省庁および文部科学省（以下合わせて「配分機関等」という。）に調査を行う旨を報告しなければならない。

(1) 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金

(2) 文部科学省がガイドラインに準じて取り扱うことと定める補助金

(3) 文部科学省私立大学等経常費補助金の補助対象となる研究資金

(4) 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金または補助金

2 調査期間中に不正行為の事実が一部でも確認された場合または配分機関等から中間報告を求められた場合、学長は、配分機関等に中間報告を行う。

3 配分機関等の求めがある場合、資料提出、現地調査に応じるものとする。

4 学長は、調査結果の認定、不服申し立ておよび再調査結果について、配分機関等に報告する。

5 学長は、調査結果の確定にもとづき、報告を受けてから210日以内に次の各号に定める事項を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出する。ただし、やむをえない事情がある場合は、中間報告とすることができる。

(1) 調査委員会の調査結果

(2) 本学が講じた措置の内容

(3) 不正行為の発生要因と再発防止策

(4) その他学長が必要と認めた事項

6 配分機関等から当該資金の返還命令またはその他の指導を受けた時は、学長は、命令または指導にもとづき、必要な措置を講じなければならない。

7 不正行為が確定した場合、学長は、必要に応じて関連する論文掲載機関等に通知し、対応を協議することができる。

(告発者等への通知)

第43条 学長は、前条第5項に基づく報告を受け、告発者及び被告発者に、調査委員会

委員の氏名及び所属を通知する。被告発者が本学の研究者でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

2. 告発者及び被告発者は、前項により通知を受けた調査委員会委員について、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に対し異議申立てを行うことができる。
3. 学長は、前項による異議申立てがあった場合、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるものとする
4. 学長は、前項により委員を交代させたときは、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（特定不正行為に関する認定）

第44条 学長は、第42条第10項による調査結果の報告を受け、常務理事会で審議した後、次に掲げる特定不正行為に関する認定を行う。

- (1) 特定不正行為が行われたか否か
- (2) 特定不正行為が行われたと認められた場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- (3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものか否か

（関係機関等への通知）

第45条 学長は、前条第1項に基づき特定不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

- (1) 関係学科長
- (2) 告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）。ただし、被告発者が本学の研究者でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関
- (3) 資金配分機関及び関係府省庁

2. 学長は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、前項に加え告発者が所属する機関に通知する。
3. 学長は、特定不正行為に関する認定を行った場合は、理事会へ報告する。

（不服申立て）

第46条 第44条の規定により特定不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第42条第11項の規定を準用する。）は、通知を受けてから14日以内に、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない

2. 不服申立てに係る審査は、調査委員会が行う。
3. 調査機関は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは告発者に通知する。加えて調査機関は、その事案に係る配分機関および関係府省庁に報告する。不服申し立ての却下及び再審査開始の決定をしたときも同様とする。
4. 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを

決定しその結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する期間及び告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び関係府省庁に報告する。

5. 前第1項の不服申し立てについては、30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに調査機関に報告するものとする。調査機関は当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、調査機関はその事案に係る配分機関等及び関係府省庁に報告する

（研究資金の返還・執行停止・応募資格の停止等の措置）

第47条 学長は、特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為の関与の度合いに応じて全額又は一部を返還させる。

2. 学長は、研究資金の交付中に特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為の関与の度合いに応じて執行停止を命ずる。

3. 学長は、特定不正行為が行われたと認定された論文等の取り下げを勧告する。

4. 学長は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

（公的研究費における取扱）

第48条 公的研究による研究における研究費の不正使用および特定不正行為に係る告発があった場合の取扱については、「大阪キリスト教短期大学公的研究費の取り扱い及び不正防止に関する規程」を適応する。

（懲戒）

第49条 学科長は、第46条第1項に基づき特定不正行為に関する認定の通知を受け懲戒理由に該当する場合には、大阪キリスト教短期大学就業規則など関係の規則の定めるところにより手続きを行う。

（調査結果の公表）

第50条 学長は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表する。

2. 前項の規定に基づく調査結果の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他必要と判断した事項

3. 学長は、特定不正行為が行われなかったとの認定を行った場合は、原則として調査結行わなかったと認定された者の利益を守るために必要な場合には、調査結果を公表することができる。

4. 学長は、特定不正行為が行われなかったと認められた場合において、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、速やかに告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と認定した理由に関する調査結果を公表する。

（守秘義務）

第51条 調査関係者は、調査及び審議により知り得ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（告発者等の保護）

第52条 理事長は告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

2. 理事長は被告発者に対して、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

（特定不正行為以外の不正行為への対応）

第53条 特定不正行為以外の不正行為に関する告発があった場合、学科長は、当該告発への対応について、その都度、関係部署と協議の上、定めるものとする。

（自己点検等）

第54条 研究活動に関して守るべき作法についての自己点検及び報告は、本学における教員の個人評価指針により行うものとする。

附 則

この規程は、教授会で審議し学長が決するものとする。

2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

3. この規程は、2020年12月1日から改正施行する。